

国別障害関連情報 ドミニカ共和国

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

令和 3 年 2 月
（2021 年 2 月）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

人間
JR
21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、実施した。
本調査の内容は 2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該当国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性について JICA は責任を負わないものとする。

国別障害関連情報

ドミニカ共和国

目次

1. 基礎指標	1
1－1. 基礎指標	1
1－2. 障害に関する指標	2
2. 障害関連政策	5
2－1. 障害関連行政制度	5
2－2. 障害関連法律の詳細	6
2－3. CRPD 批准による対応状況	9
2－4. 障害関連施策の状況	9
2－5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（GBR/CBID）の状況	15
2－6. 盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	16
2－7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	16
3. 障害関連団体の活動概況	18
3－1. 障害当事者団体の活動概要	18
3－2. 障害者支援団体の活動概要	18
4. 参考資料	19

図表目次

図 1 障害者の年齢別割合（2013）	4
図 2 居住地域別の障害者人人数と比率（2013）	4
表 1 生活機能別の障害者割合（2013）	3
表 2 ドミニカ共和国の障害関連担当機関	5

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CONADIS	Consejo Nacional de Discapacidad	国家障害審議会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
ENHOGAR	Encuesta Nacional de Hogares de Propósitos Múltiples	多目的世帯調査
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構

1. 基礎指標

1-1. 基礎指標¹

セクター別政府支出

1人当たり GDP	8,282.12 米ドル	2019 年
-----------	--------------	--------

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	6.14 %	2017 年
教育（対 GDP 比）	2.0 %	2017 年
社会福祉（対 GDP 比）	1.21 %	2018 年

人口

総人口	10,738,960 人	2019 年
男性人口比率	49.97 %	
女性人口比率	50.03 %	
都市人口比率	82 %	
農村人口比率	18 %	
出生時平均余命（全体）	74 才	2018 年
男性	71 才	
女性	77 才	

保健医療

栄養不足蔓延率	6 %	2018 年
新生児死亡率（1,000 人当たり）	19 人	2019 年

教育

教育制度		
初等教育年数	6 年	2020 年
義務教育年数	15 年	2019 年
成人識字率（全体）	94 %	2016 年
男性	94 %	
女性	94 %	

¹ 世界銀行 <https://data.worldbank.org/indicator>（参照 2020-12-08）に基づく。

就学率		
初等教育 ² （総就学率）		2019 年
全体	112 %	
男子	115 %	
女子	109 %	
中等教育 ³ （総就学率）		2019 年
全体	82 %	
男子	78 %	
女子	85 %	
高等教育 ⁴ （総就学率）		2017 年
全体	60 %	
男子	43 %	
女子	77 %	

雇用

失業率（全体）	5.9 %	2020 年
男性	4.2 %	
女性	8.4 %	

1－2．障害に関する指標

1－2－1．障害の定義⁵

ドミニカ共和国政府が国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」）の障害者権利委員会に 2011 年に提出した政府報告書（以下、「政府報告」）には、ドミニカ共和国における障害の定義は記されていない。それに代わり、2013 年に制定された「障害者の権利の平等に関する基本法」（法令第 5-13 号）では、障害の定義について「身体的・精神的・感覚的な障害のある人と、その人の身体的・社会的環境によって課せられた環境的・態度的障壁との間の相互作用であって、その人が他の人と対等な条件で、社会に十分かつ効果的に参加することを妨げているもの」と定められている。

² 小学校 8 年間（6～14 歳）

³ 中等教育 2 年間（15～16 歳）

⁴ 高等教育 4 年間（17～20 歳）

⁵ 政府報告、障害者の権利の平等に関する基本法より収集・編集。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況⁶

ドミニカ共和国で使用されている障害に関する統計には、国勢調査と全国多目的世帯調査（Encuesta Nacional de Hogares de Propósitos Múltiples。以下、「ENHOGAR」）の2種類がある。いずれも国立統計局（Oficina Nacional de Estadística）が実施している。

2010年に実施された最新の国勢調査では、障害に関する質問が盛り込まれ、社会保障制度を受給するための障害の評価や認定ツールとして、国際生活機能分類（International Classification of Functioning Disability and Health）が参考として取り入れられている。他方、ENHOGARは国勢調査に比べ、複数の特定テーマについての情報を、より広範に深く収集することを目的として2005年に開始された。以降毎年調査を実施しているが、2015年を最後に調査結果は公表されていない。障害に関しては、2013年のENHOGAR調査結果から情報を得ることができる。

国勢調査とENHOGARでは、障害種別をはじめ障害について統一された基準を使用していないため、調査結果に大きな相違がある。本項では、より障害のテーマに特化した調査内容であるという点を考慮し、2013年のENHOGARの調査結果を取り扱った。同調査によれば、全人口数に対する障害者数の割合は6.96%である。

1-2-3. その他統計

障害者数（全体） ⁷	708,597 人	全人口の 6.96 %	2013 年
男性	366,622 人		
女性	341,975 人		

表1 生活機能別の障害者割合（2013）⁸

生活機能	割合
身体（脚・足・足の指）	24.6 %
身体（腕・手・手の指）	40.6 %
身体（物を掴む）	12.3 %
身体（歩行困難）	32.2 %
身体（起き上がり困難）	23.4 %
知的	21.2 %
視覚	37.9 %
聴覚	13.8 %
言語・コミュニケーション	11.9 %

出所：ENHOGAR 2013 を基に調査チームが作成

⁶ 国立統計局ウェブサイト <https://www.one.gob.do/>（参照 2020-12-18）、ENHOGAR ウェブサイト <https://www.one.gob.do/enhogar>（参照 2020-12-18）から収集・編集。

⁷ ENHOGAR 2013

⁸ 一人が複数の機能障害がある場合もあるため、機能障害別の障害者の割合は100%にはならない。

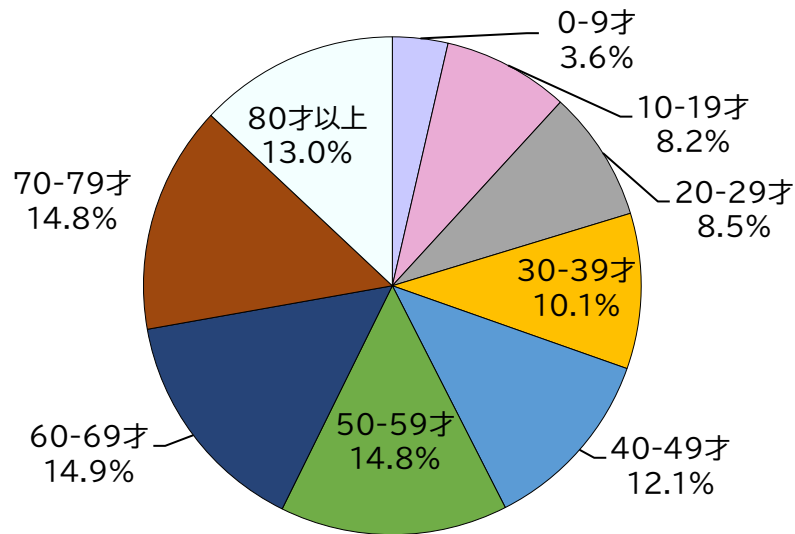


図1 障害者の年齢別割合（2013）

出所：ENHOGAR 2013 を基に調査チームが作成

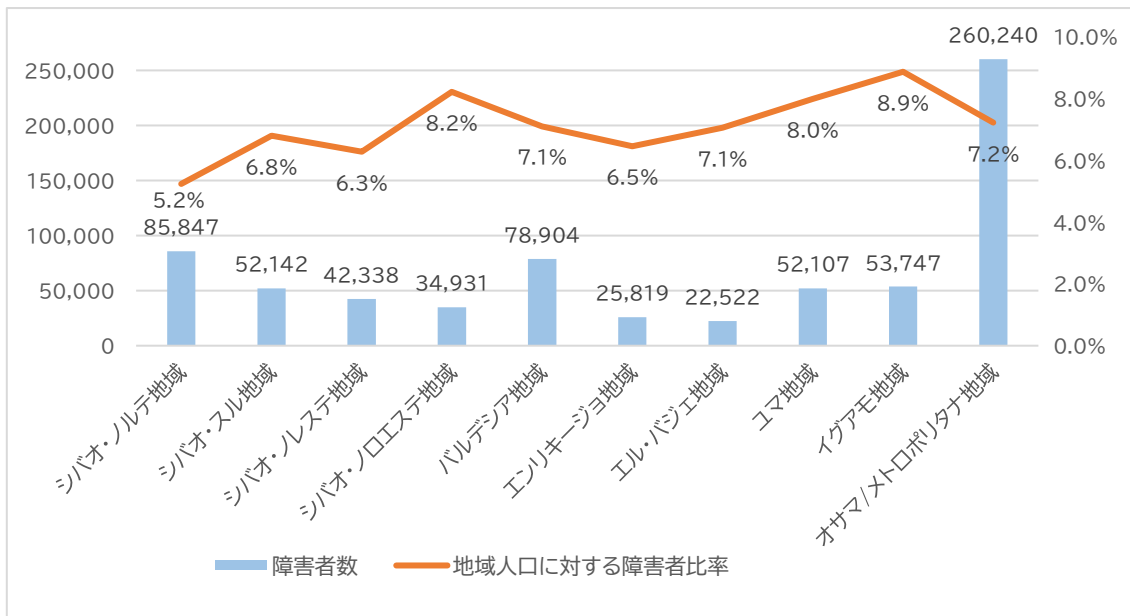


図2 居住地域別⁹の障害者人人数と比率（2013）

出所：ENHOGAR 2013 を基に調査チームが作成

⁹ 各地域に含まれる州は以下のとおり。

シバオ・ノルテ地域：エスパイジャト州、プエルト・プラタ州、サンティアゴ州

シバオ・スル地域：ラ・ベガ州、モンセニョール・ノウエル州、サンチェス・ラミレス州

シバオ・ノルステ地域：ドウアルテ州、マリア・トリニダー・サンチェス州、エルマーナス・ミラバル州、サマナ州

シバオ・ノロエステ地域：ダハボン州、モンテ・クリスティ州、サンティアゴ・ロドリゲス州、バルベルデ州

バルデシア地域：アスア州、ペラビア州、サン・クリストバル州、サン・ホセ・デ・オコア州

エンリキージョ地域：バオルコ州、バラオーナ州、インデペンデンシア州、ベデルナレス州

エル・バジェ地域：エリアス・ビーニャ州、サン・フアン州

イグアモ地域：アト・マジョール州、モンテ・プラタ州、サン・ペドロ・デ・マコリス州

オサマ/メトロポリタナ地域：サント・ドミンゴ州、ドミニカ共和国国家地区

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】¹⁰

ドミニカ共和国では2000年に「障害者一般法」が制定されたことにより、国家障害審議会（Consejo Nacional de Discapacidad。以下、「CONADIS」）が設立された。CONADISは大統領府が管轄する国家機関であり、障害者の権利や社会的包摂を保障する政策を所管している。また、障害者団体（Disabled People's Organization。以下、「DPO」）や政府機関の代表から構成されており、障害者の権利の保障及び生活の質を改善する政策の策定を担う機関である。公的及び民間機関の多組織間・多分野間連携の調整役となり、障害者の包摂を進めるために、関連政策における障害者分野への重点化を促進している。

障害関連担当機関

表2 ドミニカ共和国の障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	大統領府 Presidencia de la República Dominicana	CONADIS と社会政策調整室を管轄する。
2	公共保健・社会支援省 Ministerio de Salud Pública y Asistencia Social	官民間問わず、医療施設において、障害に関する統計を整備する義務を負う。
3	労働省 Ministerio de Trabajo	障害者の労働市場への参加を推進する。
4	教育省 Ministerio de Educación	障害のある児童・生徒が教育と情報にアクセスできるよう、都市部と農村部の区別なく、すべての教育レベルと施設において必要な技術を提供する。国連児童基金の資金援助を受けて、国家インクルーシブ教育計画の策定を推進する ¹¹ 。

出所：JICA (2006)「国別障害関連情報ドミニカ共和国」及び「障害者の権利の平等に関する基本法」を基に調査チームが作成

¹⁰ 政府報告より収集・編集

¹¹ <https://www.unicef.org/dominicanrepublic/educaci%C3%B3n>（参照 2020-12-23）、<https://www.foal.es/es/noticias/la-rep%C3%BAblica-dominicana-pone-en-marcha-su-plan-nacional-de-educaci%C3%B3n-inclusiva-con-el-apoyo>（参照 2020-12-23）

国内調整委員会設置状況

委員会名称	国家障害審議会（CONADIS）
委員会メンバー	教育省、公共保健・社会支援省、経済開発省、労働省、公共事業・通信省などの大臣もしくは代表者。 障害種別ごとの DPO、障害者支援団体などの代表者。
役割と実施状況	障害に関する政策の制定、調整を担う独立行政機構。障害を理由とした差別の撤廃と機会均等、公平な権利の保障を使命とする。

【地方政府行政】¹²

ドミニカ共和国は 31 の州と首都地区に分けられる。州は郡、市町村などの地方行政区にさらに分けられるが、中央省庁は州に出先機関を置くことで行政を円滑化している。

障害関連担当機関

機関名	概要
CONADIS の地方支部	CONADIS の事業の拡充及び分権化のために、地方事務所もしくは州事務所を設置する。

2-2. 障害関連法律の詳細¹³

現行のドミニカ共和国憲法は 2015 年に制定された。憲法は、国際社会の一員として、批准した国際条約及び国際的権利法令を遵守するとしている。また、第 39 条で、平等権として、すべての人は性別、肌の色、年齢、障害、国籍、言語、宗教等に関わらず、差別を受けることなく、同じ権利、自由、機会を享受する権利を享受するとしている。第 58 条で、障害者の権利を認めており、ドミニカ共和国政府は社会文化、経済、政治、労働活動のすべての局面において、平等な機会を創出するための対策を行うと記載されている。

障害者の権利等に関連する主な法律は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法律名	障害者の権利の平等に関する基本法（Ley Orgánica sobre Igualdad de Derechos de las Personas con Discapacidad）
施行年	2013 年
概要	すべての障害者の権利と機会均等を保護・保障し、障害者の生活の質を向上させることを目的として、企業や非営利団体を監督する。

¹² 政府報告より収集・編集

¹³ 政府報告より収集・編集。

法律名	障害者一般法（Ley General sobre la Discapacidad） ¹⁴
施行年	2000 年
概要	障害者は、非障害者と同等の憲法上及び市民の権利と義務を有する主体として認識した法律。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	スポーツ一般法（Ley General de Deportes）
施行年	2005 年
概要	スポーツ施設におけるアクセシビリティとともに、障害者向けであろうとなかろうとスポーツへの障害者のインクルージョンを定めている。

法律名	児童・青少年の権利保護法（Código para la Protección de los Derechos de niños, niñas y adolescentes）
施行年	2003 年
概要	すべての児童・青少年は、障害を含むいかなる理由があっても、差別なく平等であることが定められている。

法律名	保健一般法（Ley general de Salud） ¹⁵
施行年	2001 年
概要	普遍性、団結、公平性、効率性、有効性、包括性、協力といった一般的原則及び、障害の予防と社会への再加入の仕組みを定めている。また、障害者の健康の権利の保障と障害が引き起こすリスクの予防を定めている。

法律名	社会保障法（Ley de Seguridad Social） ¹⁶
施行年	2001 年
概要	社会保障制度の確立を目指し、その管理とともに、中央政府と市民の間の老齢、障害、年齢による退職、病気、出産、育児、労働上のリスクなどから市民を守るための資金に関する相互の義務と権利を定めている。

法律名	教育一般法（Ley General de Educación） ¹⁷
-----	---

¹⁴ <http://www.senado.gov.do/masterlex/MLX/docs/1C/2/12/20/207/298F.htm>（参照 2020-12-23）

¹⁵ <https://www.semama.gob.do/media/1704/ley-general-de-salud.pdf>（参照 2020-12-23）

¹⁶ <https://repositorio.msp.gob.do/bitstream/handle/123456789/746/LeyNo.87-01.pdf?sequence=1&isAllowed=y>（参照 2020-12-23）

¹⁷ https://www.siteal.iiep.unesco.org/sites/default/files/sit_accion_files/siteal_republica_dominicana_0325.pdf（参照 2020-12-23）

施行年	1997 年
概要	特別な教育的ニーズのある児童・生徒を含めたすべての児童・生徒の権利を平等に保障している。

法律名	労働法（Código de Trabajo） ¹⁸
施行年	1992 年
概要	障害のある労働者の権利と機会均等が第 314～316 条において保障されている。

その他にも障害者規則として以下が定められている。

2008 年省令 特別支援教育及びインクルーシブ教育についての規定。

（2020 年 12 月時点で、同規定に基づき国家インクルーシブ教育計画を策定中¹⁹）

障害者政策²⁰

経済計画開発省により 2012 年に策定された国家開発戦略 2030²¹（Estrategia Nacional de Desarrollo 2030）では、長期的な国の目指す姿、解決すべき優先課題、行動指針、国が担う責務、障害分野を含む国民生活のさまざまな事項を定義している。

その中で、経済計画開発省は障害者の新しい概念を「身体的、精神的、知的、感覚的に長期的な制限があり、物理的、社会的環境が環境的、態度的障壁となつて、社会への完全な参加を妨げられている人々。その状態に内在する基本的権利を有する人間であり、その尊厳は尊重されるに値し、特権を行使し、他の人々と対等な立場で法的保護を受けるに値する。」としている。そして、生活上の障壁の撤廃や、障害や障害者に対する先入観や偏見を是正し、医療サービス、教育、司法、住居、労働市場などへのアクセスしやすくなるように、リスクに晒されている障害者を守る政策の行動方針が定められている。

政策名	国家開発戦略 2030（Estrategia Nacional de Desarrollo 2030）
施行年	2012 年
概要	長期的な国の目指す姿、解決すべき優先課題、行動指針、国が担う責務、障害分野を含む国民生活のさまざまな事項を定義している。

¹⁸ <https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/WEBTEXT/29744/64852/S92DOM01.htm>（参照 2020-12-23）

¹⁹ <https://www.unicef.org/dominicanrepublic/educaci%C3%B3n>（参照 2020-12-23）、<https://www.foal.es/es/noticias/la-rep%C3%BAblica-dominicana-pone-en-marcha-su-plan-nacional-de-educaci%C3%B3n-inclusiva-con-el-apoyo>（参照 2020-12-23）

²⁰ 政府報告より収集・編集

²¹ <https://www.transparenciafiscal.gob.do/documents/20127/53001/Ley+1-12+Estrategia+Nacional+de+Desarrollo+2030.pdf/42eb236e-54a9-1cd8-3626-450e3db33ab8>（参照 2020-12-16）

政策名	障害者のための司法における平等政策（Política de Igualdad para las Personas con Discapacidad） ²²
施行年	2017 年
概要	司法における障害者の平等を推進するための政策

2-3. CRPD 批准による対応状況

ドミニカ共和国政府は、2009 年 8 月 18 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。2011 年 12 月 5 日に CRPD に関する政府報告書を障害者権利委員会に提出し受理されている。権利委員会からは 2014 年 10 月 10 日に質問事項が提示され、ドミニカ共和国政府は 2015 年 2 月 3 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートについては、2014 年に 3 団体²³から 5 報告、2015 年に 3 団体²⁴から 3 報告が提出されている。その後 2015 年 4 月 17 日に権利委員会より総括所見が発出された。次回の政府報告期限は 2019 年 9 月 18 日であったが、2020 年 12 月時点で未提出である。

総括所見では、障害者の人権についての規定が盛り込まれているドミニカ共和国憲法と、障害者の権利の平等に関する基本法が高く評価されている。また、アクセシビリティ国家計画²⁵とアクセスシブルツーリズムに関する国際会議開催への取り組みが行われている点や、コミュニティに根ざしたインクルーシブ開発プログラムが実施されていることも評価されている。

他方、CRPD に関する対策を策定する際に DPO と継続的に協議する仕組みを導入すること、なかでも、CONADIS での意思決定プロセスに DPO を組み込むことが推奨されている²⁶。また、障害者に関する統計データ収集のための基準の設定や手法を統一化することも提案されている。

なお、個別の分野に関する推奨事項については次項で述べる。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス²⁷

公共保健・社会支援省は、医療サービス提供に関する公的政策を所管する機関である。2001 年に制定された保健一般法が、ドミニカ共和国の利用サービスの法的枠組みとなって

²² https://www.poderjudicial.gob.do/documentos/PDF/politicas_publicas/discapacidad_personas.pdf（参照 2020-12-23）

²³ Disabled Persons Organization（DPO 合同）、Autistic Minority International、Red Nacional Por Los Derechos De Las Personas Con Discapacidad-RENADERD。

²⁴ Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children、National Network for the Rights of Persons with Disabilities in the Dominican Republic（RENADERD）World Federation of the Deaf（WFD）and the World Association of Sign Language Interpreters（WASLI）。

²⁵ 計画内容については情報を入手できない。

²⁶ 政府報告には DPO が CONADIS の構成員であるとの記述があり、総括所見のこの指と矛盾する。意思決定権のない構成員である可能性が考えられるが、詳細は不明。

²⁷ 政府報告より収集・編集

いる。その中で、障害者は可能な限り最も高い医療を享受する権利を有しており、障害者がリハビリテーションを含む医療サービスに、自身の居住地域において無料でアクセスする権利を保障している。

公共保健・社会支援省は、非営利団体に対して、その事業を実施するための補助金を提供している。また、罹患率が高く、たとえ病気が治っても何らかの障害が残る可能性が高いが、ワクチン接種により罹患を避けることができる疾患（結核、B型肝炎、ジフテリア、ポリオ等）について、免疫力拡大プログラムを通じて、その予防と障害の減少に取り組んでいる。

医療、リハビリテーションサービスについて、総括所見は以下の推奨事項を挙げている。

- ・ すべての障害者が、性と生殖に関する健康を含む医療サービス全般に問題なくアクセスできるよう努力を継続すること。
- ・ 医療従事者へ障害者の権利に関する研修などを実施し、差別を排除すること。
- ・ 農村部及び遠隔地でもすべての医療サービスへのアクセスを担保しなければならないこと。
- ・ 障害のある移民や、ハイチからの移民の子孫（特に障害のある人）を差別してはならないこと
- ・ コミュニティレベルでのハビリテーション及びリハビリテーションサービスを拡充すること

② 教育²⁸

1997年の教育一般法が、障害者の教育の権利を推進、保障するための基本的方針となっている。同法で示されている特別支援教育の方針は、すべての人への差別なき総合的教育の権利と機会均等、教育サービスの提供を公平に行うことである。第2章の「教育システムの学術的構成」では、特別支援教育を、障害のある児童・生徒が必要とする専門的なサブシステムであるとしている。また、特別支援教育を必要とする児童・生徒が抱える困難について理解を促進することも定められている。

特別支援学校に通う児童に関しては、2008年省令第4号で、深刻な、もしくは重複障害に関連する特別な教育的ニーズがあり、特別支援カリキュラムを適合させる必要のある児童のみが対象となると定めている。

特別支援教育の主な役割は、以下のとおりである。

- ・ 学校教育を受ける児童・生徒のニーズや特性に対応した、質の高い教育経営を促す戦略の実施。
- ・ 教育諮問部会の導入・運営を通じて、特別支援教育とその他の機関との戦略的な連携を確立する。
- ・ 特別支援学校の基礎教育の第2サイクル（5年生～8年生）に通う、障害のある青少年のための職業訓練を強化する。

²⁸ 政府報告より収集・編集

- ・ 障害のある児童・生徒を対象としたさまざまな分野での教育機会の多様化を図る。
- ・ 5歳未満の障害のある子どもとその家族を対象とした特別支援教育における早期ケア介入の戦略を強化する。
- ・ インクルーシブ教育の原則に基づき、障害に関連した特別な教育ニーズのある児童・生徒が、さまざまな学年・方法で、教育にアクセスし、継続的な就学、最適な時期に退学できることを保障する。
- ・ 障害に関連した特別な教育的ニーズのある児童・生徒を把握する。
- ・ 大人の障害者の識字率を高める

全国的なインクルーシブ教育については、2008年省令第3号で、そのガイドラインが定められている。このガイドラインによって、通常学校に通う障害のある児童・生徒の多様性に対応するため、必要な要件を満たし、学校の改革プロセスをスタートする可能性が拓かれた。また、同省令第11条では、教育省の各地方事務所に、支援リソースセンターを設立することを定めている。これにより、盲学校改め、視覚障害者及びその家族の支援に焦点をおいたリソースセンターが全国的に配備されることになった。

インクルーシブ教育と特別支援学校での教育は、インクルーシブな学校づくり、特別支援教育センターの再編成と強化、早期ケア戦略、障害のある若者の就労研修、意識啓発、教員育成、機会の多様化などのさまざまな特別支援教育プログラムを横断する柱となっている。その総合目標は、インクルーシブ教育の原則に則り、体系化された支援リソースを提供しながら、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に良質で公平な教育を保障することである。この目標を達成するために、特別支援学校の役割の再定義が検討されることになっている。

教育分野について総括所見は以下2点を推奨している。

- ・ 全国で、あらゆる教育レベルにおいて、質の高いインクルーシブ教育へのアクセスを保障する政策を導入すること。
- ・ 障害のある児童・生徒の、特別支援学校からインクルーシブ学校への移行に関する、明確な目標を定めた計画を策定し、実施すること。

③ ジェンダーと障害²⁹

ドミニカ共和国は、女性に対する暴力の防止と処罰、政治参加、教育、農村部の女性の状況、医療と社会保障など国民の一般生活上のさまざまな側面における、ジェンダー平等と公平性のための国内法枠組の創設に向けて前進してきた。

このような変化の中で、女性の基本的な権利と自由を享受する目的で、女性のエンパワメントのための法的対策も取られてきた。関連法律等の中で、障害者について明確な言及があるわけではないが、障害のある女性を排除するものではない。総括所見は、女性省の政策やジェンダー平等に関する国家計画などに、障害のある女性の包摂を測る目標や指標を導入することを求めている。

²⁹ 政府報告より収集・編集。

ジェンダー分野について、総括所見は以下の推奨事項を挙げている。

- ・ ジェンダー平等に関する国家計画、例えば、女性省の政策などに障害のある女性の包摂の目的と基準を含めること。

④ 訓練・雇用、就労支援³⁰

障害者の権利の平等に関する基本法では、官民を問わず、常勤雇用における障害者の参加及び包摂を保障することに努めるよう定められている。そして障害者の法定雇用率を、官公庁の場合は5%、民間企業の場合は2%と定めている³¹。

障害者の就労の権利の遂行と社会経済的包摂のための選択肢を広げるために、さまざまな活動が実施されてきた。例えば、障害者の就労参加国家計画に基づき、「国家障害者就労参加協議会」が設置された。この協議会には、CONADIS、大統領夫人執務室、教育省、労働省、大統領府社会計画、全国職業技術研究所、就労統合ブロック、障害のある女性サークル、身体障害者協会、ドミニカ自閉症協会の代表者が参加している。また、ドミニカ情報通信機構（Instituto Dominicano de las Telecomunicaciones）と協力して、通信情報技術の整備が障害者のテレワーク推進に貢献するかを測るため、実態調査も行われた。

また、就労推進プログラムでは、休職中の障害者の情報を照会できる雇用データバンクづくり、官民の雇用者に対する障害者雇用に関する啓発セミナー、求職における技術的ツールを学ぶ障害者向けの研修やセミナーなども実施され、実際に障害者の就職につながっている。

障害者の就職フェアについては、CONADIS がマンパワー・ドミニカ社及びサント・ドミンゴ自治大学と協力して 2009 年に第 1 回³²を実施し、87 名の障害者（男性 46%：女性 54%）が参加した。このフェアでは、身体障害者が最も多く参加し、聴覚障害者、視覚障害者がそれに続いた。

「特別融資プログラム」は、障害者が個人事業主となり経済的に独立できるように、生産、商品化、販売のイニシアティブを強化することを目的として、中小企業振興支援協議会と協力して実施されるプログラムである。このプログラムでは、希望する障害者に対し、小規模企業の経営についての研修を行い、特別な融資も提供している。2011 年時点で、35 名の障害者がこのプログラムに参加した。

障害者の雇用について、総括所見は以下の 2 点を推奨している。

- ・ 公的及び民間セクターにおいて障害者の雇用を推進するための対策、積極的は正措置や合理的配慮などの対策を導入すること。

³⁰ 政府報告より収集・編集。

³¹ 障害者の権利の平等に関する基本法から抜粋・編集。

³² <http://www.diariodominicano.com/economia/2009/05/22/40635/conadis-manpower-dominicana-y-la-uasd-realizaron-la-primera-feria-de-empleos-para-personas-con-discapacidad>（参照 2020-12-25）第 5 回の就職フェアが 2018 年に実施された。第 2 回から第 4 回の開催年の情報は本調査では得られなかった。

- ・ 公的及び民間セクターの法定雇用率の達成度をフォローし、未達成の場合の罰則のしくみを構築すること。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス³³

ドミニカ共和国政府は、障害者に一定水準の生活を保障するため、また、社会的保護のために、さまざまなプログラムを用意している。その担当機関となるのが、大統領府直轄の社会政策調整室（Gabinete de Coordinación de Política Social）である。主な機能は、①政府の社会政策の策定・実施・評価プロセスの調整、②社会セクターの戦略アジェンダの作成、制定、フォロー、及びその進捗を大統領府に適宜報告することである。また、関係機関の社会政策の策定の調整、実施、評価も行う。一方、社会福祉、開発、支援の役割を担う機関の再構築が行われるまで、一時的に同調整室には、社会保護プログラムの主導、運営実施の役割が与えられている。

社会保護のテーマでの重要な成果として、国民医療保険制度（Seguro Nacional de Salud）を通じて、家庭医療保険へ障害者が直接加入したことが挙げられる。これにより、障害者の医療サービスへの無料でのアクセスが保障されている。2010年4月時点で1万5,459名の障害者が国民医療保険制度のデータベースに基づいて補助金を受給しており、2011年6月には5万名まで増加している。

2004年には労働災害保険も導入され、労働災害により障害を負った場合は、年金と賠償金が支給されることとなった。

社会保険制度に関しては、政府、雇用主、従業員の同意により生まれたドミニカ共和国社会保険制度がある。すでに年金システムを導入した他の中南米諸国の例を参考に、中央政府と市民が権利と義務を相互に負い、老齢、廃業、障害のリスクから保護するシステムである。また、同社会保険制度の監督機関として独立行政法人年金機構が設立された。同機構は、加入者の利益を守るために、関連する法令・基準が遵守されているかを監督する機関であるとともに、年金基金管理運用機関の財政能力を監視し、ドミニカ共和国の年金システム強化に貢献している。

アクセシビリティに関する総括所見の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 貧困削減戦略、社会支援プログラムに障害者を優先的に含めること。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・ バリアフリー³⁴

他の人と平等な条件での障害者のアクセスを保障するため、標識などの物理的な環境、交通、情報、コミュニケーションなど多岐にわたる法的整備がなされている。CONADIS は物理的な障壁を排除するための、さまざまな活動を行っている。例えば、博物館、公園、大学、

³³ 政府報告より収集・編集。

³⁴ 政府報告より収集・編集。

病院、銀行などの施設に対し、アクセスしやすい環境を整えるための提言を行い、建築、工学の専門家の意識啓発のために、アクセシブルな建築物についての研修を実施している。

交通面では、サント・ドミンゴ地下鉄が、エスカレーター、エレベーター、点字ブロック、点字標識、優先座席、車いすのための安全ベルトが設置された座席、音声システムなどを導入した、唯一アクセシブルな交通機関となっている。

情報・コミュニケーションへのアクセスについては、ドミニカ情報通信機構と協力して、すべての障害者が技術へアクセスできる機会を均等に持てるような取り組みを行なっている。DPO がデジタルルームを活用したり、同機構が運営するセンターに障害のある若者が雇用されたりしている。

アクセシビリティに関する総括所見の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 物理的環境、交通、情報通信のアクセシビリティの標準規則や短中期的なアクセシビリティ計画を導入し、不履行の場合の罰則も定めること。
- ・ 市町村レベルでのアクセシビリティ計画の導入のために十分な予算を配分し、そのモニタリングや評価を DPO に委任すること。
- ・ 防災に関する戦略や計画等に、障害者のインクルーシブ政策を組み込み、手話での情報提供も考慮すること。

・ 防災³⁵

災害時などに国民の安全を保障する対策については、2002 年 9 月に制定されたリスク管理法（法令第 147-02 号）で定められており、同法により災害対策本部が設置された。国内で何らかの災害が発生する危険がある事態になり、非常事態宣言が出され、州や地方では対応しきれない場合、災害対策本部は、災害の予防、軽減、応急のための全国システム（Sistema Nacional para la Prevención, Mitigación y Respuesta ante Desastres）に参加している組織間を調整し、共同して活動するための計画・指揮を執る。

災害対策本部は 25 の国家組織で構成されており、災害時の障害者の安全の保障も配慮されており、避難所では障害者を優先すべきグループと定め、配慮すべき内容が盛り込まれている。

また、ドミニカ共和国政府は防災基本計画を有しており、災害時の応急対策として取るべき政府及び市民の活動が示されている。この計画は、国民の命を守り、自然あるいは人為災害による被害の減少に資するものである。視覚及びその他の障害、入院患者、逮捕者、受刑者などの脆弱な状況にある人たちは、特別な対応が災害時には必要であるという前提を採っている。

防災に関する総括所見の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害者への緊急時の対応戦略を関連政策に含めること。その際に、ドミニカ共和国式手

³⁵ 政府報告より収集・編集。

話による情報提供に配慮すること。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績³⁶

日本政府	【ボランティア事業】 ・ 視覚障害者団体へのボランティア派遣など、1986 年以降 40 名以上の青年海外協力隊員が派遣されている。 【その他】 ・ 障害者のためのリハビリテーションの政策と社会インクルージョン戦略研修 ・ 障害者の社会インクルージョンのための社会ネットワークづくりセミナー ・ 第 7 回国際リハビリテーションセミナー
他ドナー	【世界保健機関】 ・ 障害者の権利と尊厳のためにアメリカ大陸のこれからの 10 年のための国家計画（2006–2016）作成 ・ アクセシビリティ研修・障害の評価と認定に関する研修 ・ 障害の評価と認定システム及び公的リハビリテーションサービス設立のための技術支援 ・ 障害者に関する文書情報センター設立及び図書館学・文書学に関する技術研修への資金援助 ・ 国境沿い地域の障害者把握と第 4、6、7 医療地域のリハビリテーションサービスの強化プロジェクト 【イペロアメリカ技術協力ネットワーク】 ・ 文書センター運営のための専門能力育成 ・ 障害の診断及び評価研修

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発（CBR/CBID）の状況

ドミニカ共和国における CBR/CBID の状況については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

³⁶ 政府報告を基に記載。

2-6. 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

ドミニカ共和国は2018年6月5日にマラケシュ条約を批准しているが、批准により制定された法律あるいは実施された政策、ならびに公認機関（Authorized Entity）の情報は、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

ドミニカ共和国の公共保健・社会支援省の報告³⁷によると、2021年2月6日時点の新型コロナウイルス感染者総数は223,398人、死亡者数は2,831人、回復者は167,214人である。教育機関の全国的かつ全面的な閉鎖と、一部の例外を除いた在宅要請がなされている³⁸。教育機関は閉鎖されているが、オンラインによる授業が継続的に実施されている³⁹。また、2月9日から2月22日まで、平日（月曜日から金曜日）の午後7時から翌午前5時までと、週末（土曜日及び日曜日）の午後5時から翌午前5時まで夜間外出が禁止され、飲食店内での飲食は収容人数の60%、1テーブル人数6名までで営業が許可されている⁴⁰。

大統領府では新型コロナウイルスに関する特別ウェブサイト⁴¹を開設し、具体的な症状、症状がある場合の対応方法、感染防止策などの情報を提供している。また、政府からの情報を在宅者向け、企業向け、医療従事者向けなどのように対象者を分類して発信している。障害者を対象とした情報発信状況については、本調査では確認できなかった。

コロナ禍がドミニカ共和国の障害者に与える影響については情報が不足しており、以下のいずれの項目についても、本調査では情報を入手できなかった。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

³⁷ <https://www.msp.gob.do/web/wp-content/uploads/2021/02/Boletin-COVID-19-no.325.pdf>（参照 2021-02-08）

³⁸ ロイターCOVID-19 Global tracker ウェブサイト <https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/dominican-republic/>（参照 2021-02-08）

³⁹ <https://coronavirusrd.gob.do/para-que-la-educacion-no-se-detenga/>（参照 2021-02-08）

⁴⁰ <https://www.do.emb-japan.go.jp/files/100146777.pdf>（参照 2021-02-08）

⁴¹ <https://coronavirusrd.gob.do/>（参照 2021-02-08）

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ドミニカ全国障害連盟 Federación Nacional de Discapacidad Dominicana: FENADID	異なる障害種別の DPO 58 組織から成る連盟。1991 年設立。
障害者福祉財団 Fundación Pro Bienestar De Las Personas Con Discapacidad	1995 年設立。すべての障害者が人権、経済的、社会的、文化的権利を十分に享受し、人間生活のあらゆる面に参加し、包摂されることに貢献することを目的として活動。
ドミニカ盲人財団 Fundación Dominicana De Ciegos, Inc.: FUDCI	視覚障害者のための社会的・経済的サービスの提供主体として、また、教育、雇用、高品質の情報技術へのアクセスのための代替メディアのリーダーとして、国内及び国際的なレベルでの活動を目指す。
ドミニカ共和国全国ろう協会 Asociación Nacional de Sordos de la Republica Dominicana: ANSORDO	障害者の社会における存在感を高め、障害者の権利を保障し、完全なるインクルージョンのために活動を展開する聴覚障害者団体。
身体障害者協会 Asociación de Personas con Discapacidad Físico- Motora, Inc.: ASODIFIMO	人間の多様性、平等な権利、機会均等が認められる社会を構築する過程で、身体障害者の組織化、統合、包摂を通じ、生活の質を向上させることを目的としている。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

障害者支援団体の活動概要については、今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

4. 参考資料

- CONADIS (2016) *Consejo Nacional de Discapacidad Memoria Institucional*
- Government of Dominican Republic (2011) *CRPD Informes iniciales que los Estados partes debían presentar en 2011 República Dominicana*
- Oficina Nacional de Estadística (2012) *IX Censo Nacional de Población y Vivienda 2010 Características Demográficas Básicas*
- Oficina Nacional de Estadística (2014) *Encuesta Nacional de Hogares de Propósitos Múltiples ENHOGAR-2013 Informe General*
- Oficina Nacional de Estadística (2019) *Dominicana en Cifras 2018*
- Poder Judicial de la República Dominicana (2017) *Política de Igualdad para las Personas con Discapacidad*
- United Nations (2015) *CRPD Observaciones finales sobre el informe inicial de la República Dominicana*
- JICA (2006) 『国別障害関連情報ドミニカ共和国』